

特定環境保全公共下水道事業特別会計における不納欠損処分等について

◆報告事項

下水道事業における過年分の分担金及び使用料の一部について、時効により債権が消滅していました。令和5年2月に会計上の処理として不納欠損処分を行い、時効成立後に徴収していたものは今後還付を行います。

◆不納欠損処分について

1. 事案の概略

収入未済の分担金（全部）及び使用料（一部）について、賦課より5年以上が経過し、時効が成立していたことが判明したことから、不納欠損処分を行った。

2. 不納欠損処分の内訳

・ 分担金	10 名	6,410,000 円
・ 使用料	11 名	29,222,309 円
計	21 名	35,632,309 円

◆時効後徴収金の還付について

1. 事案の概略

既に徴収していた分担金及び使用料のうち、一部が時効成立後の収納であった。地方自治法の規定に基づいて、過去5年間遡り、加算金を付して還付する。

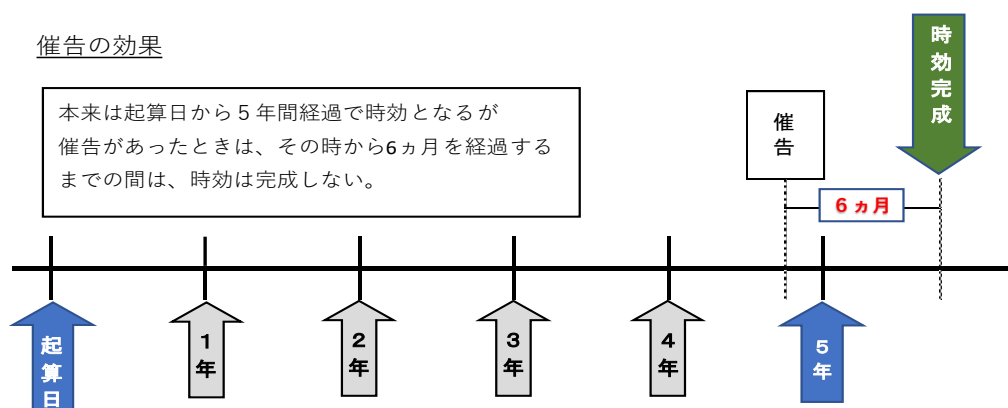
2. 還付処理の内訳

・ 分担金	1 名	90,000 円	+	（還付加算金）4,800 円	=	94,800 円
・ 使用料	2 名	266,523 円	+	（還付加算金）1,600 円	=	268,123 円
計	3 名	356,523 円	+	（還付加算金）6,400 円	=	362,923 円

◆原因

時効となった原因は、時効を中断することができる滞納処分や民法第150条に規定する「催告」及び第152条に規定する「承認」を取っていなかったため。

催告の効果



◆再発防止のための対応策

今後時効による不納欠損等が再発しないようにするため次の対応を徹底する。

- ・新たに時効を迎える恐れがある債権は滞納者に対する催告書を発送
- ・納付誓約による「承認」の徹底（時効の更新）
- ・直接訪問による説明や分納の交渉
- ・新規に発生する債権も同様に対応
- ・事務マニュアルの作成
- ・業務引継ぎの徹底